

群馬県地域公共交通活性化協議会 フォローアップ分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県地域公共交通活性化協議会フォローアップ分科会（以下「分科会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）を実効性のあるものにするため、計画全体の推進及び事業の進捗状況等について適切に管理し、着実な推進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 分科会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）の1年ごとの点検
- (2) 事業のあり方に関する助言
- (3) 群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）の見直し提言
- (4) その他分科会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 分科会は、別表に掲げる者で組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌々年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置く。

- 2 分科会長は協議会長が指名する。
- 3 会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して分科会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 分科会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 分科会は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 分科会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年●月●日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会 フォローアップ分科会委員名簿 26名

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	氏 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	交通政策課長		副会長
2			前橋市	交通政策担当部長兼交通政策課長		県央広域圏部会 市町村代表
3			高崎市	地域交通課長		県央広域圏部会 市町村代表
4			太田市	交通対策課長		東毛広域圏部会 市町村代表
5			沼田市	企画政策課長		利根沼田広域圏 部会市町村代表
6			中之条町	企画政策課長		吾妻広域圏部会 市町村代表
7	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社総務部 担当部長		
8			東武鉄道(株)	経営企画本部 課長		
9			上信電鉄(株)	代表取締役社長		
10			上毛電気鉄道(株)	取締役社長		
11			わたらせ渓谷鐵道(株)	代表取締役		
12		一般乗合旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県バス協会	会長		
13			関越交通(株)	代表取締役社長		
14			(株)群馬バス	代表取締役社長		
15			群馬中央バス(株)	代表取締役社長		
16			永井運輸(株)	取締役社長		
17			日本中央バス(株)	代表取締役		
18			(株)上信観光バス	代表取締役社長		
19		一般乗用旅客自動車運送 事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長		
20		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官		
21			群馬県県土整備部道路管理課	課長		
22	3号	学識経験者	前橋工科大学	教授		会長
23			地域公共交通マイスター			地域公共交通の利用 者代表も兼ねる
24		分科会の運営に必要 と認める者	国土交通省関東運輸局交通企画課	課長		
25			国土交通省関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官		
26			群馬県県土整備部 都市計画課	課長		